

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2020年1月15日		
【会社名】	株式会社松屋		
【英訳名】	MATSUYA CO.,LTD		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 秋 田 正 紀		
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座三丁目6番1号		
【電話番号】	03(3567)1211(大代表)		
【事務連絡者氏名】	総務部コーポレートコミュニケーション課	課長	関 泰 程
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目6番1号		
【電話番号】	03(3567)1211(大代表)		
【事務連絡者氏名】	総務部コーポレートコミュニケーション課	課長	関 泰 程
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当		106,236,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。		
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)		

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年1月15日に、有価証券報告書(事業年度第150期(自2018年3月1日至2019年2月28日))の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2019年12月16日に提出した有価証券届出書、並びに2020年1月9日及び2020年1月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第150期(自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月28日)  
2019年 5月24日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第151期第 1 四半期(自 2019年 3月 1日 至 2019年 5月31日)  
2019年 7月12日 関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第151期第 2 四半期(自 2019年 6月 1日 至 2019年 8月31日)  
2019年10月11日 関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第151期第 3 四半期(自 2019年 9月 1日 至 2019年11月30日)  
2020年 1月10日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 5月27日に関東財務局長に提出

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第150期(自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月28日)  
2019年 5月24日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第151期第 1 四半期(自 2019年 3月 1日 至 2019年 5月31日)  
2019年 7月12日 関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第151期第 2 四半期(自 2019年 6月 1日 至 2019年 8月31日)  
2019年10月11日 関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第151期第 3 四半期(自 2019年 9月 1日 至 2019年11月30日)  
2020年 1月10日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 5月27日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書)を2020年 1月15日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年1月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。